



過半数代表者の選出について考えよう!②

労働基準法



ここがポイント! 過半数代表者の選出に関わる場所!!



(時間外及び休日の労働) 第36条 使用者は、**当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定**をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

36協定を締結するのは、**事業場の労働者の過半数を組織する労働組合**か、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は、**公正な手続きで選出された過半数代表者**です!

J R東労組はJ R東日本会社と、**時間外労働は1日8時間、1ヶ月45時間、1年330時間、公休日労働は月に2回まで**と限度時間を定めました。

世間では、過労死ラインと呼ばれる80時間以上の時間外労働により、過労死した事例もあります。過半数代表者として、誰を選ぶのかは非常に重要なことです!

私たち働く労働者側の代表と思える人に投票しよう!